
◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第2、議案第54号 松崎町消防団条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第54号 松崎町消防団条例の一部を改正する条例について。

詳細は担当より説明申し上げます。

（総務課長 山本稲一君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○3番（渡辺文彦君） 3条の1の件に関してなんですけれども、これは、全員協議会でもちょっとお伺いしたんですけれども、ここに勤務する方なら町外の方でもいいということなんですけれども、重複は認めないということであるから、基本的にはどっちかしは入れないわけなんですけれども、例えば、西伊豆町に在住している方が松崎に勤めていて、西伊豆の地域の消防に入らないで、松崎に入るということは、地域にとって・・・、西伊豆地区にとってもやっぱり大きな損失だと思うわけです。

その辺のことで、お互い地域間のすり合わせはされていますか。

○総務課長（山本稲一君） 当然西伊豆町の方が松崎町に勤めているからといって、松崎町の消防団に入ってもらう場合には、地域間のすり合わせといいますか、お互いに消防団同士や町の担当者同士でのすり合わせは連絡を密に行っています。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○6番（福本栄一郎君） 過日の全員協議会で質疑をしたわけなんですけれども、いわゆる本会議ということなんですけれども、私が言っているのは、団員が少なくなってきた、いわゆる少子高齢化で平均年齢も上がってきた。なおかつ団員が減っている。今回16名の減だということなんです。私が言いますのは、女性団員・・・、全協でも言いましたけれども、静岡県の方では、29の市町が女性団員を出していると・・・、女性としての活躍の場・・・、大規模災害が起きた場合は、避難所を創設した場合の子どもとかお年寄りの・・・、女性の見た目からの優しいというんですか、そういったことのために・・・、火事の現場に出てホースを持つと

か、そういうことも含まれるでしょうけれども、主に避難所のいわゆるソフト面について・・・。

避難所というのは非常に不安を感じると思うんです。いろんな・・・、他町村で申し訳ないんですが、東北大震災等々を見ても、避難所については、特に女性・・・、子どもをもっているお母さん方のためにも女性の優しい目というんですか・・・、女性から見た目の・・・、そういったソフト面の後方支援的な考えはないでしょうか。その辺をお伺いします。

○総務課長（山本稲一君） 今回の改正につきましては、今直面している団員の不足、火災等の時の小隊が小隊としての機能を成さないというようなことについての改正でございますけれども、将来的には、いま議員がおっしゃるようなことも検討していかなければならないかなとは感じております。

○6番（福本栄一郎君） 総務課長の回答もそうですけれども、女性の方も・・・、ちょっと活躍してみようという人も・・・、応募者がいると思うんですよ。

ですから、単なる・・・、これはもう男性の組織団体だと・・・、少ないから16名・・・、270名を254名にして16名を削りますと・・・、そういうことじゃなくて、女性にも声をかければ・・・、16人といっっては大きな数字になると思うんですけれども、いると思うんですよ。その辺の働きかけをしているんでしょうかということなんです。

○総務課長（山本稲一君） 女性団員があるところの消防団ですね。その女性団員が何をしているかといいますと、いま議員がおっしゃるように、後方支援ですとか、防火指導ですとか、そういった業務になります。

いまうちの町の消防団が直面している問題というのは、火災等の時の人員といいますか、小隊の役をしなくなっているといったことで、実際の現場に対応していくということで今回改正をさせてもらいました。

ですから、将来的には女性団員の活躍の場というのは、当然松崎町の消防団も考えていかなければならないとは思っております。

○8番（稲葉昭宏君） これは町の消防団の話ですけれども、わが町では広域消防という形でほかの広域の消防があるわけですから当然ですけれども、こちらの方の関係は、地域のこういった消防団だといなくなる。人口が減少していくわけですから当然ですけれども、それに対する広域でやる組織というのは、これに対応して、どのような将来に向かった考え方があるんだろうか。

町長、その点の考えはどうか。

○総務課長（山本稲一君） 広域消防と消防団は常に連携を密にしまして、情報もお互いにやり取りしながらやらせてもらっています。

○8番（稲葉昭宏君） 終いに、なり手がないうち地域は、そういうことになれば、当然広域の消防に頼らざるを得ないことになるわけだよね。そこらの将来的な展望みたいなものはやっぱり考えておかないと・・・、住民が安心して生活ができるということを考えていくと、重要な問題だと思うけれど、その点の動向みたいなものはどうでしょうか。

○総務課長（山本稲一君） 消防団の方としましては、定員を削減しますけれども、今まで例えば、火事になった時に、各小隊で2名しか出て来なかったと・・・、そんな小隊がもし3つあったとしますと、2名、2名、2名で消防車が2人だと出せません。それを再編することによって、6名集まりますので、それで消防車が出るということができるとことを考えたうえでの今回の改正となります、

○8番（稲葉昭宏君） 町長は何かないですか。

（長嶋町長「質問ですか」と呼ぶ）

（稲葉議員「なければいいです」と呼ぶ）

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○3番（渡辺文彦君） 先ほど福本議員が女性の活躍を求めた方がいいんじゃないかという議論があったわけですがけれども、全員協議会でいただいた資料の中で、各地区の入団できる入団率というのが記載されているわけですがけれども、岩科地区だとか、三浦地区は高めの入団率になっているけれど、町内は割と低めになっています。

この辺でもっと加入率を上げていただいて、この辺から機動的に人員派遣をすることも考えていく必要があると思うわけですがけれども、地区地区だけにお任せするという事じゃなくて、そのような方向性というのは、議論されたことはございますか。

○総務課長（山本稲一君） 地区ごとで加入率はいろいろ違うわけですがけれども、例えば、松崎地区に住んでいるから岩科地区の消防に入れないということとはございません。松崎町に住んでいる方でしたら入れますので、実際、松崎地区に住んでいても岩科地区の消防に入っている方とか、そういう方はおります。

こちらに出ています数字ですがけれども、中には消防団に入ることのできない職業の方とか、都会から来てすぐに出て行ってしまう方とか、そういう方も含まれた数字となっております。

ますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○3番（渡辺文彦君） いろいろな事情があつてなかなか入団率が上がつてこないというのはわかる場所なんですけれども、今回の改正にあたつて、ぼくも反対する理由はないんですけども、一つだけ確認しておきたいことがございます。

現状はいまいろいろな問題がありながら、こういう改正になつていくわけだけでも、その課題はこれによつてどのくらいの改善率があるのか。100パーセントは難しいにしても、現状は、ネックとして7割位しかできないということは、8割～9割上がるという向上率ですね・・・、この組織編成によつて・・・それをまず1点と。

あと、これは当然地区の区長さんにはお話ししている、了解を得ていることだと思うわけだけど、そこでなんかこんなことは問題じゃないかというような指摘があつたのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○総務課長（山本稲一君） 実は、消防団の退職報償金という制度がございまして、消防団員を辞める時に退職金的なものが出るわけなんですけれども、掛け金というのが消防の実際の団員の人数ではなくて、消防団の条例で定められた定員で負担金を納めることになっております。

ですから、定員270名のままでいきますと、そのまま実際には全然、全く存在しない団員の分まで負担金を掛けていかなければならないということで実態としてございます。

それから、再編した場合の向上率というお話しがございましたけれども、何パーセント向上するのかというようなことはちょっと数字ではお示しできないんですけれども、先ほど申し上げましたように、火災の時に各小隊で2名しか出て来ないので、3つの小隊が出動できなかったというような時にも・・・、それが再編することによつて、人数が5人～6人集まりますので、出動できるというようなことでございます。

それから、地区との話し合いがされたのかということですが、区長会でも区長さん方と分団長と相談をしていただきまして、地区の方からの意見を聞いたりしましたところ、特に地区の方からは異論はないということで今回の改正に至っております。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○5番（藤井 要君） 先ほど稲葉議員が言いましたことの続きになるわけなんですけれども、地域の消防団員の役割と、それからいま西伊豆と下田にある消防本部のそういう役割とは違うわけですから、そういう点を考えて、先ほど稲葉議員は将来的に現場の地方というか、地域

の団員が減っている中で、本部等の役割・・・例えば、その人数が少なくなった分増やしたりとか、いろいろ設備によって・・・団員が少なくなっていくのをカバーすると・・・、そういう将来的なことを町長に質問をしたかったんだと、私はいま推測して・・・、それに対して町長は親方であるわけですので、そういうことをどのようにまたこれから本部等に行った時に進言というか、提言していくのか、それをちょっとお聞きしたいと思いますけれども・・・。

○町長（長嶋精一君）　*****の話ですけれども、下田を基とした広域の消防署の方で入ってくる予定の新入の新人の消防署員は、7～8名ということを聞いております。

そして、増えております。そして、今後は更に広域的なことは計画していて、地域の消防団の不足する状況をカバーしていきたいというような方向付けで、いまやっております。以上です。

○総務課長（山本稲一君）　消防団員が少なくなったからといって、広域消防の職員をいきなり増やすということとはできないんですけれども、広域消防の方では、西伊豆の消防署と下田の消防署が何年か前に合併をして、下田地区の消防になっておりますけれども。これを更に駿東伊豆と下田の消防の消防が合併して大きな災害に備えていくというようなことを広域消防の方は将来的に行っていくということでございます。

○統括課長（高木和彦君）　それと、福本議員のお話しの中で、女性消防団員があれば、避難所の支援なんかということですが、基本的に避難所については町の保健師さん、ボランティア、看護師協会なんかにケアをお願いする形で・・・。ただ、こういう町で、小さい町ですとみんなで協力しなければならないということがあるものですから、募集をして、あればそちらの方のことというのものもあるかもしれませんけれども、基本的には、消防団というのは、避難所とは別の感じになるものですから、ちょっとそれだけご承知ください。

○議長（土屋清武君）　ほかに質疑はございませんか。

○2番（伴　高志君）　再編ということで、人数的には少し変わってくるのかもしれないですけれども、やっぱりいろいろな情報をなるべく即座に共有できて、それで、そこからすぐに緊急の場合は対応できるような形が、だんだん防災上の形というのも考えているのかもしれないですけれども、そのあたりのことがありましたら、お願いします。

○総務課長（山本稲一君）　今現在、何かありますと、火災等の場合については広域消防の方から消防団の部長以上の方にはメールで「どこどこで火災が発生しました」ということで情

報が流れています。

それから、町の方からも消防団員に、何かありますと、台風の時の出動ですとか、そういう時にメールで団員に配信をしております。

それから、無線機の方も数を増やして消防団員に持っていただくということを行っております。

○6番（福本栄一郎君） 統括の方で回答したのは・・・、それは避難所とまた実際の火を消す、搜索活動等々があるわけですがけれども、女性から見た目の避難所・・・、町長も防災に力を入れるまちづくりと公約で掲げておりますけれども、これが非常に後方支援として、東日本大震災等々、いわゆる集中豪雨、中国地方の広島の方の・・・、避難所のあと処置が非常に社会的に問題になっているんですよ。特に女性・・・、いわゆる集団生活・・・、隣の人が誰でしょう。わからない。体育館等でやった場合・・・、あとは小さいお子さんを抱えた女性の問題、この辺がどうでしょうか。

消防法というのは、消防組織法という法律に基づいて、市町がつくる義務があるでしょう。そして、更には、消防団員は非常勤の特別職の地方公務員だということが明記されているんです。

ですから、制服を着る着ないかということも非常に意気込みが違ってくると思うんです。だったら、女性自衛官、婦人警察官、これは何のためにいるんですか。鉄砲を打つんですか。いざという時には。

そういった職務が課せられています。女性だって婦人警官は逮捕はやりますよ。いろんな武術を・・・特に柔道とか拳銃の発射訓練とかやっているでしょう。そういったことで、消防団は非常勤の特別職の地方公務員であるということ。ボランティアは何も法的な根拠はないでしょう。指揮命令を誰から受けるんですか。非常勤の消防団員に任命されれば、団長以下、市町村長から命令がくる。意気込みが違うと思うんです。

ですから、静岡県29の市町が女性団員をやっていると・・・、しかも連絡協議会も立ち上げているじゃないですか。残る6つの市町は入っていない。その辺の考え方はどうでしょうか。

特に後方支援、女性から見た目で避難所の運営をどうしていくのか。あるいは後方支援として・・・。

いずれは消防訓練もできるでしょう。そういった意味で、非常勤の特別職ということの認

識をもってもらって、制服を着て現場に駆けつける。役場の職員だってそうでしょう。防災訓練だって役場の女性職員が制服を着て来ますよ、各避難所に。12月2日にやりましたけれども・・・。

そういった意味合いで、将来的にみて、どうでしょうかということなんです。私が言いたいのは・・・。

○総務課長（山本稲一君） 先ほども申し上げましたけれども、今回の改正は、いま直面している問題についての改正で、福本議員がおっしゃるように将来的には女性消防団員を検討して、そういう女性の目線で避難所の運営を行っていただくとか、そういうことは、当然考えて検討していかなければいけないのかなと感じております。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（渡辺文彦君） 1つだけ確認したいことがございます。

これは窓口で聞けばよかったかもしれないけれど、現在の松崎の消防車は何人の定員で動かすように定められているのか、まず、その辺を確認したいんですけれども・・・。

それを確認する理由は、ちょっと場所はわからないんですけれども、消防車に乗れる定員を削減して動かせるように特例で条例を作ったところがあると聞いたので、消防車に乗っている人間の数を減らすことによって動かせれば、それもまたいいのかなということで、伺うわけなんですけれども・・・。

○総務課長（山本稲一君） 消防車、小型動力ポンプ積載車それから自動車ポンプ合せて、今現在18台ございます。基本的には、乗車定員5人、中には後ろに椅子がありまして、6人、7人になっているものもございますけれども、基本消防車で動かす場合に、現場に行って、機械員がまず消防車に付きまして、それから伝令、それから筒先と最低でも3名はいないと活動ができないと考えております。

○3番（渡辺文彦君） ということは、現実的に、松崎の消防車は3名いれば動かせるということですね。

○議長（土屋清武君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑なしの声がありますが、質疑を終結してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第54号 松崎町消防団条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 9時38分）